



第4章

施策体系と取組



1 施策体系

本計画では、「人づくり」「地域づくり」「福祉の基盤づくり」の3つの基本目標を柱に、基本施策・施策・取組の体系を組みます。



カッコ数字……基本施策
丸囲み数字……施策

★……重点取組

(1)福祉のこころの醸成

- ①共生のこころをはぐくむ市民意識の啓発

(2)福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

- ①福祉教育の推進
- ②福祉に関する人材の育成

(1)市民の主体的な地域活動への支援

- ①地域における活動への支援
- ②地域交流の場づくりへの支援

(2)社会参画の促進

- ①生きがいづくりの支援
- ②地域資源との繋がり支援

(3)共に支え合う地域ネットワークづくり

- ①地域の多様なネットワーク機能の充実

(1)多様な福祉サービスの充実

- ①情報提供の充実
- ②保健と福祉に関する相談機能の充実
- ③福祉サービスの質の向上
- ④福祉ネットワークの強化
- ⑤就業機会の確保

(2)権利擁護支援の充実

- ①権利擁護の相談・支援の推進
- ②中核的な役割を担う機関による権利擁護の推進
- ③地域連携ネットワークの構築
- ④子どもの自主的・自立的な活動に向けた支援
- ⑤更生に向けた支援の充実
- ⑥虐待防止対策の推進

(3)快適な生活基盤の計画的な整備

- ①身近な移動環境や生活利便性の向上
- ②地域交流の場となる空間づくり
- ③公共的施設等のバリアフリーの推進

取組A

取組B★

取組C

取組D★

.....

2 取組の全体像と重点取組

本計画では、全体で97の取組を計上しています。このうち、各施策を代表的なものや効果的なものなどの37の取組を「重点取組」として位置付け、計画的に推進していきます。

重点取組は、計画期間内における毎年度の目標を明確にし、毎年度、推進組織で進行管理し、その他の取組についても各所管課において主体的に進行管理を行います。

計画計上は、次の考え方を基準に行っています。

ア 分野別計画と連携し、包括的に展開することが必要な事業
(他分野と連携・協働が必要な事項や課題に対する事業)

イ 分野別計画に位置付けている事項のうち、地域福祉の推進に向け、特に重要な事業

ウ その他法・条例で盛り込むべきとされる事項のうち、分野別計画に位置付けがない事項に対する事業

※それぞれの分野固有の施策や目標等については、分野別計画に基づいて推進し、分野別計画の一部または全部をもって本計画の一部とみなします。

基本目標1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

重点取組には「★(再掲は☆)」をつけています。

基本施策(1) 福祉のこころの醸成		
施策① 共生のこころをはぐくむ市民意識の啓発		
No1	★	共生のこころをはぐくむプロモーション
No2	★	こころのユニバーサルデザイン運動の推進
No3	★	障がいや障がい者への理解促進及び差別解消
No4		発達障がい理解のための普及啓発事業の推進
No5		認知症周知啓発の実施
No6		高校・大学等との連携によるボランティア活動の促進
基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成		
施策① 福祉教育の推進		
No7	★	宮っ子心の教育の推進
No8		小中学校における障がいへの理解促進事業の充実
No9		障がい児交流事業の実施
No10		出前福祉保健講座の充実
No11	★	すべての世代を対象とした福祉共育の推進
施策② 福祉に関する人材の育成		
No1	☆	共生のこころをはぐくむプロモーション(再掲)
No12		健康づくり実践活動支援
No13	★	若者ボランティア認定制度
No14		ボランティア・福祉活動担い手養成講座の開催
No15	★	「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援
No16		「うつのみやデジタルスクエア」を通じたデジタルリテラシーの啓発

基本目標2 共に支え合う地域づくり

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援

施策① 地域における活動への支援

No17	★	まちづくり活動応援事業の推進
No18		まちづくりセンターにおける市民活動支援
No19		市民活動助成事業の促進
No20	★	自治会加入促進
No21	★	民生委員児童委員活動等に対する支援
No22		高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進
No23		寄附による社会貢献の推進
No24	★	福祉協力員活動の充実
No25		地区福祉のまちづくり計画の策定
No26		安心・安全情報キット配付事業の推進
No27	★	ボランティアセンターの充実
No16		「うつのみやデジタルスクエア」を通じたデジタルリテラシーの啓発(再掲)

施策② 地域交流の場づくりへの支援

No28	★	宮っこの居場所づくりの推進
No29		宮っこの居場所応援連絡会議による支援
No30		子ども・若者育成推進事業
No31		社会福祉施設における公益的な取組の推進
No32	★	ふれあい・いきいきサロン事業の推進

基本施策(2) 社会参画の促進

施策① 生きがいづくりの支援

No33		障がい者の文化・スポーツ活動の充実
No34		生涯学習センター等の事業への参加促進
No32	☆	ふれあい・いきいきサロン事業の推進(再掲)
No35		高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実

施策② 地域資源との繋がり支援		
No36	★	参加支援事業
基本施策(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり		
施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実		
No37		地域まちづくり組織の連携強化の促進
No38		地域における見守り体制の充実
No39	★	認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備
No40	★	コミュニティワーカーの育成支援
No41	★	(仮称)支え合い協議会の設置
No42		地域における支え合いの推進
No43		災害時要援護者支援事業の推進
No44		災害ボランティアセンターの運営と地域の防災力アップへの支援

基本目標3 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策(1) 多様な福祉サービスの充実		
施策① 情報提供の充実		
No45	★	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進
No10		出前福祉保健講座の充実(再掲)
No46		各種福祉サービスのしおり作成・配布
No47		障がい者などの円滑な情報取得・意思疎通支援
施策② 保健と福祉に関する相談機能の充実		
No48	★	包括的相談支援事業(保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センター)
No49		心配ごと・悩みごと相談センターの利用促進
No50		生活困窮者自立相談支援事業の充実
No51	★	こども家庭センターの設置
No52	★	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
No53		市福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用

施策③ 福祉サービスの質の向上		
No54		福祉施設における指導・監督の充実
No55	★	宮っ子ステーション事業の推進
施策④ 福祉ネットワークの強化		
No56	★	多機関協働事業
No57	★	ヤングケアラー対策の推進
No58		学校・地域・関係機関等の連携強化
No59	★	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実
No60	★	つながりサポート女性支援事業
No61		障がい者自立支援協議会の運営
No62		在宅医療・介護連携の推進
No63		自殺予防・こころの健康づくり対策
No64		医療・健康福祉分野と産業界との連携促進
施策⑤ 就業機会の確保		
No65		生活困窮者等への就労支援事業の充実
No66		高齢者に対する就業支援
No67	★	障がい者の就労支援の充実
No68		ひとり親家庭等への支援の充実
基本施策(2) 権利擁護支援の充実		
施策① 権利擁護の相談・支援の推進		
No69	★	「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用
No70		任意後見制度の利用開始の支援
No71		支援者の育成
No72		成年後見人等の人材の確保
No73		「日常生活自立支援事業(あすてらす)」の利用推進・効果的な実施体制の整備

施策② 中核的な役割を担う機関による権利擁護の推進		
No74	★	中核機関の設置・運営
No75		相談機関への専門的助言
No76		日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行
No77		広報・啓発活動の推進
施策③ 地域連携ネットワークの構築		
No78	★	関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築
No79		成年後見人等を含めた「チーム」による見守り等の推進
施策④ 子どもの自主的・自立的な活動に向けた支援		
No57	☆	ヤングケアラー対策の推進(再掲)
No59	☆	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実(再掲)
No80		生活困窮世帯等への学習支援
施策⑤ 更生に向けた支援の充実		
No81	★	社会を明るくする運動
No82		更生保護に係る自立支援関連事業の充実
施策⑥ 虐待防止対策の推進		
No83	★	虐待・DV防止対策の強化
基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備		
施策① 身近な移動環境や生活利便性の向上		
No84	★	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築
No85	★	民間賃貸住宅の空き家を活用した新たな住宅セーフティネットの構築
No86		高齢者向け賃貸住宅供給の推進
No87		都市拠点・地域拠点等への居住や生活利便施設の集積促進
施策② 地域交流の場となる空間づくり		
No88		人中心の居心地が良い空間づくり
No89		地域交流を育む都市公園づくり

第4章 施策体系と取組

施策③ 公共的施設等のバリアフリーの推進		
No90		市営住宅のバリアフリーの推進
No91		一般住宅のバリアフリーの推進
No92		市有施設のバリアフリーの推進
No93	★	公共的施設のバリアフリーの推進
No94		道路のバリアフリーの推進
No95	★	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進
No96		公園のバリアフリーの推進
No97		障がい者用駐車スペースの適正利用の促進

3 基本目標ごとの取組

【基本目標1】 福祉のこころをはぐくむ人づくり

【目指す姿】思いやりがあふれるまち



相互理解
やさしさ, 思いやり



あいさつ, ちょっとした声掛け,
手助け, おもてなし



地域活動への
主体的な参加








成 果 指 標

指 標	現状値 (R3実績)	目標値 (R9)
身近な地域活動に 参加意欲のある市民の割合	(参考値※) 33.7%	50.0%

※子育て支援, 手話, 福祉施設慰問などの社会福祉活動, 健康づくり活動などの保健活動, 交通安全など地域づくり活動など(令和3年度市民アンケート調査結果)

【指標の考え方】

思いやりや, やさしさがはぐくまれ, 「お互いさま」の気持ちを持ち, 福祉や地域の「助け合い」, 「支え合い」に関心を持っている状態を表しています。

基本施策(1) 福祉のこころの醸成

1 施策の展開

誰もが日常生活の中で手助け・見守り・声かけなどを自然に行えるよう, 様々な啓発活動の推進や交流活動の促進を図り, 相互理解を深めながら, やさしさや思いやりのこころを育みます。

施策① 共生のこころをはぐくむ市民意識の啓発

「地域共生社会」に関する意識や関心を高めるとともに, 誰もが支え合う大切さを考え, 福祉を意識する心の醸成につながるよう周知・啓発を図ります。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
1 新規	★	共生のこころをはぐくむプロモーション	保健福祉総務課
		地域共生社会の実現に向けて, 誰もが地域社会の一員としてその地域と関わり合いながら支え手となるよう, 共生のこころをはぐくむ人づくりの推進に取り組めます。	
2	★	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	保健福祉総務課
		高齢者・障がい者・妊産婦等に対する日常生活の中での声かけや支援など, 市民のやさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進するため, 障がい者シンボルマークの周知, ポスターコンクールなどの啓発事業を実施するとともに, おもいやり駐車スペース利用証の交付を行います。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
3	★	障がいや障がい者への理解促進及び差別解消	障がい福祉課
		障がいや障がい者への理解促進に向け、合理的配慮を促進するための動画の作成や放映などをするほか、当事者からの相談に対応し、差別解消の促進を図ります。	
4		発達障がい理解のための普及啓発事業の推進	子ども発達センター
		「発達障がい」についての正しい理解を促進するため、発達障がい啓発週間に併せたイベントの開催、ホームページや広報紙への掲載、リーフレットの作成・配布、出前講座や講演会の開催(同じ障がいのある子の保護者を講師とした啓発活動の実施)を推進します。	
5		認知症周知啓発の実施	高齢福祉課
		認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業に取り組みます。	
6 新規		高校・大学等との連携によるボランティア活動の促進	市社会福祉協議会
		福祉活動に対するZ世代の興味や関心を高めるため、学校のカリキュラム等への活動の組み入れなど、学生によるボランティア活動へのきっかけづくりを促進するとともに、高校、大学等との連携を行います。	

基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

1 施策の展開

- 誰もがやさしさや思いやり, 互いを尊重する気持ちを育めるよう, 学校教育や地域でこころを育む福祉教育を推進します。
- 地域での助け合いや支え合いを推進できるよう, 様々な福祉ニーズに対応する多種多様な福祉分野に関する人材の発掘と育成, 資質の向上を図ります。

施策① 福祉教育の推進

福祉のこころを醸成し, 福祉を日常の行為と捉え, 自発的に福祉活動に参加する人を育むため, 幼少期から, 障がい者や高齢者等と自然に交流する機会を持つなど, 学校や地域において適切な福祉教育を推進します。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
7	★	宮っ子心の教育の推進	学校教育課
		児童生徒に, 目標に挑戦し, あきらめずに粘り強く取り組むたくましさや, 思いやりなどの豊かな心を育むため, 各学校において, 「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実を図るとともに, 学校行事や児童会・生徒会活動などの様々な教育活動を有機的に結び付けながら, 小中学校9年間の系統的な指導や, 地域や社会の教育力を生かした体験活動の充実など, 「宮っ子心の教育」の一層の充実に取り組みます。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
8	小中学校における障がいへの理解促進事業の充実	障がい福祉課
	小中学校において、障がいへの理解を深め、日常生活の中で声掛けや手助けを自然に行うなど、福祉のこころを育むことができるよう、盲導犬ふれあい教室を実施するとともに、合理的配慮を推進していくことができるよう啓発を行うなど、小中学校における障がいへの理解促進事業の充実を図ります。	
9	障がい児交流事業の実施	子ども発達センター
	通園施設・保育園等におけるカリキュラムや日常的な療育・保育の中で、障がいのある児童とない児童との交流を通し、障がいへの理解を深め、地域におけるノーマライゼーションを推進します。	
10	出前福祉保健講座の充実	保健福祉総務課
	保健福祉サービスを適切に利用することができるよう、保健福祉分野のサービスや知って役に立つ情報などを周知するため、市職員が直接地域に出向いて、内容をわかりやすく説明する出前保健福祉講座を実施します。	
11 拡充	すべての世代を対象とした福祉共育の推進	市社会福祉協議会
	★ 障がいの理解等を通じて相互理解を深め、市民がお互いに支え合い助け合う思いやりの心を育むため、出前福祉共育講座を開催します。	

施策② 福祉に関する人材の育成

福祉に関する教育の充実に努め、福祉のまちづくりを担う人材を育成するとともに、福祉活動に関心を持つ人を発掘し、実際の活動に携われるよう誘導します。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
1	☆	共生のころをはぐくむプロモーション(再掲)	保健福祉総務課
		地域共生社会の実現に向けて、誰もが地域社会の一員としてその地域と関わり合いながら支え手となるよう、共生のころをはぐくむ人づくりの推進に取り組みます。	
12		健康づくり実践活動支援	健康増進課
		「健康うつのみや21」を推進し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、企業、行政が一体となり、地域の核となる人材の育成及び健康づくり推進体制を整備し、地域における健康づくり活動の充実に図ります。	
13 新規	★	若者ボランティア認定制度	みんなでまちづくり課
		若い世代による自主的かつ継続的なボランティア活動の促進や、将来的な地域活動の担い手育成を図るため、まちづくりセンターと大学が連携し、一定数の活動を行った学生を「みやのまち活担い隊」として認定する「若者ボランティア認定制度」を創設します。	
14 拡充 重層		ボランティア・福祉活動担い手養成講座の開催	市社会福祉協議会
		福祉のまちづくりの実践者や関心層など、地域福祉活動の担い手となる全世代のボランティアを育むため、地域団体やボランティア団体・NPO等と連携した養成講座に取り組みます。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
15 新規 重層	★	「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援	スーパースマートシティ推進室
		デジタル機器を活用できる技術の格差を緩和するため、スマートフォンの基礎的な操作方法などについて身の回りの高齢者等に対して教えることができる「宮デジサポーター」を養成し、日常生活や所属する地域団体の普段の活動の中で、高齢者などに対して、スマートフォンに関する正しい知識や技術の伝達、支援などに取り組みます。	
16 新規		「うつのみやデジタルスクエア」を通じたデジタルリテラシー(※5)の啓発	スーパースマートシティ推進室
		地域活動団体等のデジタルへの興味・関心を高めるとともに、デジタルの活用に向けて一歩踏み出せる場、デジタル化に係る交流を生み出す場である「うつのみやデジタルスクエア」(WEBサイト)の運営やセミナーの開催、対面支援に取り組みます。	

※5 デジタルリテラシー：インターネット等の情報通信技術、パソコンやスマートフォンなどのデジタル端末やアプリ等について理解し、それらを活用する能力のこと

2 評価指標

定量的指標


基本施策(1) 福祉のこころの醸成				
	重点取組名	指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No2	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	障がい者シンボルマーク等の認知度	45.8%	59.0%
基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成				
	重点取組名	指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No7	宮っ子心の教育の推進	「学習と生活についてのアンケート」(市内児童・生徒対象)における設問「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中3生徒の割合	93.9%	95.0%
No11	すべての世代を対象とした福祉共育の推進	出前福祉共育講座の実施回数	26回	120回
No15	「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援	宮デジサポーターの養成人数	—	120人(累計)

定性的指標


基本施策(1) 福祉のこころの醸成	
No1	共生のこころをはぐくむプロモーション
No3	障がいや障がい者への理解促進及び差別解消
基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成	
No13	若者ボランティア認定制度

3 期待される主な役割







- ♡日ごろから地域でのあいさつや声掛けを積極的に行います。
- ♡高齢や障がいなど、個人の多様な特性を良く理解し、自分ができるところのちょっとした「手助け」を実践します。
- ♡たくさんの方が集まるイベントや地域の交流事業などへの参加を通じ、福祉や地域への理解を広げ、地域の人とつながりを持ちます。




- ♡地域団体の活動を積極的にPRします。
- ♡ボランティア活動、地域福祉活動の良さを発信します。
- ♡活動を通じて、福祉への理解や関心を高めます。
- ♡たくさんの方が集まる場を持つ際は、障がい者等のシンボルマークや啓発週間ポスターなどを掲示して、市民の理解を広げます。



- ♡SNSや講座、イベント等、様々な媒体、機会を通して、福祉への関心と理解を深め、思いやりのこころをはぐくみます。
- ♡地域や企業等と連携しながら、福祉の関心が高い人を発掘し、地域の核となる人材を育成します。



- ♡福祉共育により、福祉への理解、相互理解を促進します。
- ♡地域と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを養成します。



- ♡専門職の技術向上に資する様々な研修制度を積極的に活用します。
- ♡地域福祉の担い手に対して、(福祉)事業者が有する専門的な知識や情報を積極的に提供・還元します。

【基本目標2】 共に支え合う地域づくり



成 果 指 標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R9)
地域における居場所への 参加者延べ人数	69,958人	100,000人

【指標の考え方】

地域の中で活動する様々な団体や個人、事業者及び行政のネットワークにより、共に支え合う体制が整備され、誰もが地域とつながるきっかけができています。

《参考》地域における主な居場所の設置状況(R3年度)

- 宮っこの居場所:23か所
- 認知症サロン(オレンジサロン):3か所
- ふれあい・いきいきサロン:306か所

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援

1 施策の展開

誰もが地域福祉の担い手としての役割を意識しながら、自発的な活動や地域組織の活動を継続的に進められるよう支援の充実を図り、地域が一体となった地域福祉活動をより一層促進します。

施策① 地域における活動への支援

地域福祉活動への住民参加をより一層促進するため、活動に関する情報提供や活動場所の確保、参加のきっかけづくりなどの取組を推進し、市民が気軽に地域活動に参加できる機会の充実を図ります。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
16 新規	「うつのみやデジタルスクエア」を通じたデジタルリテラシーの啓発(再掲)	スーパースマートシティ推進室
	地域活動団体等のデジタルへの興味・関心を高めるとともに、デジタルの活用に向けて一歩踏み出せる場、デジタル化に係る交流を生み出す場である「うつのみやデジタルスクエア」(WEBサイト)の運営やセミナーの開催、対面支援に取り組めます。	
17 重層	まちづくり活動応援事業の推進	みんなでまちづくり課
	★ 市民、NPO、企業等が容易にまちづくり活動情報を発信・入手でき、まちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築し、活動参加の「きっかけ作り」と活動継続の「励み」を創出することにより、まちづくり活動への参加者の増加や、活動団体の「活力向上」を図ります。	
18 重層	まちづくりセンターにおける市民活動支援	みんなでまちづくり課
	地域活動団体や非営利活動団体、企業、行政が適切な役割分担のもと、それぞれの特性や能力を発揮し合い、安全安心なまちづくりなど公共的課題の解決に主体的・自立的に取り組む社会をつくるため、各主体の連携体制の構築やボランティア団体・NPO法人等の組織基盤強化など多様な支援を行います。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
19	市民活動助成事業の促進	みんなでまちづくり課
	市民による自主的で公益的な活動を行っている団体に対して、事業費の一部を助成することにより、団体の自立及び活発化の促進を図り、市民主体のまちづくりを推進します。	
20 [拡充]	自治会加入促進	みんなでまちづくり課
	★ 日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図ります。	
21 [重層]	民生委員児童委員活動等に対する支援	保健福祉総務課
	★ 民生委員児童委員活動を遂行するために必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動事業の支援を行います。	
22	高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進	高齢福祉課
	高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちの担い手として活躍できるよう、高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や活動奨励物品などの交換、ボランティア団体等への寄附に充てることにより、高齢者等の社会活動への参加を促進します。	
23	寄附による社会貢献の推進	保健福祉総務課
	社会福祉のためにとの趣旨をもって寄附された寄附金を基金として積み立て、高齢者、障がい者、子ども等の福祉の増進を図る事業の実施に必要な財源の一部に充当します。	
24 [拡充] [重層]	福祉協力員活動の充実	市社会福祉協議会
	★ 誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、身近な地域で暮らす住民同士が、日常生活の中で見守りや声かけ活動などを行う福祉協力員活動の充実・強化を図ります。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
25 拡充	地区福祉のまちづくり計画の策定	市社会福祉協議会
	地域の地域生活課題の解決を図るため、住民が主体となり、地区の実情に沿った地域福祉推進の指針となる、地区ごとの「福祉のまちづくり計画」の策定を支援します。	
26	安心・安全情報キット配付事業の推進	市社会福祉協議会
	生活に不安を抱える方の救急時の早期対応を図るため、本人の情報が確認できるキット(安心・安全情報キット)を、希望する在宅の高齢者や障がい者などに配付するとともに、近隣の見守りネットワークの構築を図ります。	
27 重層	ボランティアセンターの充実	市社会福祉協議会
	★ 市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行います。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進します。	

施策② 地域交流の場づくりへの支援

子どもから高齢者、障がい者、外国人などが身近な場所に気軽に集い、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり活動のほか、生活上の困りごとを相談し、助け合える関係を築くなど、自主的・主体的な地域活動を展開するきっかけを提供できるよう、交流の場づくりを支援します。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
28 新規	宮っこの居場所づくりの推進	子ども未来課
	★ 子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができ、自主的な活動や交流の機会が得られる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭の孤立化を防ぐことができるよう、子どもを見守りながら支援を必要とする子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行う宮っこの居場所づくりに取り組みます。	
29 新規	宮っこの居場所応援連絡会議による支援	子ども未来課
	行政や企業、団体等が相互に連携・協力し、地域で子育て家庭を支援したい市民や事業者(居場所支援者)からの金銭や物品等の寄附などを、支援を必要とする居場所へ適切にコーディネートする取組を実施します。	
30 新規	子ども・若者育成推進事業	市社会福祉協議会
	不登校の子どもやひきこもり等、生きづらさを抱える若者等が、様々な人との出会いや活動により、自分の個性を生かし、前向きな気持ちで生活できるよう体験活動を提供に取り組みます。	
31	社会福祉施設における公益的な取組の推進	保健福祉総務課
	社会福祉法の改正により平成28年4月から「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務とされた中、法人による社会福祉施設における地域交流スペース等を活用した各種取組を促進します。	
32 拡充 重層	ふれあい・いきいきサロン事業の推進	市社会福祉協議会
	★ 高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進します。	

基本施策(2) 社会参画の促進

1 施策の展開

誰もが生きがいを持ち、こころ豊かな生活を送るためには、社会と関わりを持ち、社会の一員として参画しているという認識を持つことが大切であることから、生涯学習やスポーツ活動など、様々な交流の機会を確保するとともに、誰もが地域資源とつながりを持てるよう支援を行います。

施策① 生きがいづくりの支援

市民の学習意欲や芸術・文化・スポーツ活動などは多様化してきており、特に、高齢者や障がい者にとって活動の機会を確保することは、社会参画の促進にもつながることから、各種講座の開催や情報提供など、市民の生きがいづくりのための支援を行います。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
32	☆	ふれあい・いきいきサロン事業の推進(再掲)	市社会福祉協議会
		高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進します。	
33		障がい者の文化・スポーツ活動の充実	障がい福祉課
		障がい者の社会参加を促進し、障がい者の福祉の増進に寄与するため、教養、文化及びスポーツに関する各種講座を開催するほか、市内の障がい者を対象としたスポーツ大会や文化祭を開催し、障がい者の健康増進や文化活動の発表を通じた相互交流を図り、社会参加を促進します。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
34	生涯学習センター等の事業への参加促進	生涯学習課
	市民一人ひとりが、学びを通して人とつながり、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学びの機会や場を提供することにより、事業への参加を促進します。	
35	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実	高齢福祉課
	豊富な知識や経験をもったシニア世代が、本市の進めるまちづくりや地域福祉の展開において一層活躍できるよう、また、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう、総合相談や各種企画事業を実施するとともに、情報提供や啓発活動を推進し、ライフスタイルの多様化に対応した支援を実施します。	

施策② 地域資源との繋がり支援

誰もが気軽に交流できる場は、人と人、人と地域が繋がるきっかけとなることから、市民が、個人や世帯の状況・ニーズ等に応じて、地域の様々な交流の場に気軽に参加できるよう支援を行います。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
36	参加支援事業	保健福祉総務課
新規 重層	★ 地域社会との繋がりづくりに向け、個人の状況やニーズ等に応じ、福祉協力員や民生委員などの地域福祉の担い手が地域資源とのマッチングを支援します。	

基本施策(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり

1 施策の展開

地域で活動する個人や団体、事業者がそれぞれの強みを活かして連携・協力し、地域の生活課題・福祉課題や災害時への対応に向けた幅広い活動を展開できるよう、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実

複雑・多様化する地域の生活課題・福祉課題や頻発する災害に対して、迅速かつ的確・効果的に対応するため、地域団体や住民、事業者や行政が連携し、効果的な福祉サービスが地域で横断的に展開されるよう、ネットワーク体制や機能の更なる充実を図ります。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
37	地域まちづくり組織の連携強化の促進	みんなでまちづくり課
	各地区におけるまちづくり活動の各種団体の活力維持を図るため、協働の地域づくり支援事業補助金等により、各種団体の円滑な連携・協力を図る取組を支援します。	
38	地域における見守り体制の充実	高齢福祉課 保健福祉総務課
	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業によるひとり暮らし高齢者に対する安否確認や、地域における高齢者の孤独・孤立を防止するための多様な見守り活動を実施します。	

第4章 施策体系と取組

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
39 新規	★	認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備	高齢福祉課
		はいかい行動が顕著となった認知症の方やその家族を地域で支える体制を構築するため、地域住民における温かな見守りやはいかい時の捜索への協力などの支え合いを充実するほか、認知症が原因で生じる事故等の損害を補償する保険制度を実施します。	
40 拡充 重層	★	コミュニティワーカー(※6)の育成支援	保健福祉総務課
		地域における多様な関係機関・団体や行政機関等と連携・協働し、ネットワークづくりを推進することにより、新たな福祉活動やサービスの充実強化を図れるよう、必要なコミュニティワーカーの確保や育成に向けた支援を行います。	
41 新規 重層	★	(仮称)支え合い協議会の設置	保健福祉総務課
		関係機関と連携しながら、市全域に共通の課題について、支え合いの取組の実施や、支援策を検討する協議会の設置を検討します。	
42 新規 重層		地域における支え合いの推進	保健福祉総務課 高齢福祉課
		第2層協議体(※7)等を通じて、子どもから高齢者、障がい者、外国人などに関する地域の課題を把握し、支え合い活動の推進を図ります。	
43		災害時要援護者支援事業の推進	保健福祉総務課
		高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域における支援体制の整備を推進します。	
44		災害ボランティアセンターの運営と地域の防災力アップへの支援	市社会福祉協議会
		災害時における迅速な対応に向けた体制整備ため、「福祉防災訓練」などの取組を行います。	

※6 コミュニティワーカー：地域の生活・福祉問題について、住民が主体的に問題を明確化し、地域福祉活動につなげることができるよう、関係機関・団体・施設などの連携・協働体制の構築やボランティアの育成支援、様々な地域福祉事業の運営支援など、地域福祉のコーディネート役を担う専門職

※7 第2層協議体：高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域の实情に応じて、地域包括支援センターをはじめ、地区連合自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など、地域の多様な主体が参画し、情報の共有を行うとともに、連携を強化することにより、資源開発(地域における支え合いの体制づくり)について検討している

2 評価指標

定量的指標

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援				
	重点取組名	指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No17	まちづくり活動応援事業の推進	まちづくり活動応援事業への登録者数	1,816人	11,000人
No20	自治会加入促進	自治会加入世帯数	148,370世帯	150,000世帯
No24	福祉協力員活動の充実	福祉協力員の委嘱人数	2,516人	2,582人
No27	ボランティアセンターの充実	ボランティアセンター登録団体数	359団体	362団体
No28	宮っこの居場所づくりの推進	宮っこの居場所の開設数	23か所	56か所
No32	ふれあい・いきいきサロン事業の推進	ふれあい・いきいきサロン設置か所数	306か所	360か所
基本施策(2) 社会参画の促進				
	重点取組名	指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No32	ふれあい・いきいきサロン事業の推進(再掲)	ふれあい・いきいきサロン設置か所数	306か所	360か所
基本施策(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり				
	重点取組名	指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No39	認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備	見守りグッズ利用数	—	2,000人(累計)

定性的指標

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援	
No21	民生委員児童委員活動等に対する支援
基本施策(2) 社会参画の促進	
No36	参加支援事業
基本施策(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり	
No40	コミュニティワーカーの育成支援
No41	(仮称)支え合い協議会の設置

3 期待される主な役割



- ♡地域の活動に関心を持ち、情報収集を行います。
- ♡まずは参加しやすい地域活動から参加し、少しずつ参加を広げ、活動の主体を目指します。
- ♡家族や友人に声をかけ、参加の輪を広げます。



- ♡地域の誰もが交流できる場をつくり、参加を呼びかけます。
- ♡ライフスタイルに応じた活動参加方法を検討します。
- ♡(民間事業者等)地域や市、宇都宮市社会福祉協議会などの地域福祉活動に積極的に参画・協働します。



- ♡地域活動促進に向けた支援と、ボランティア活動など、地域の活動に参加・継続しやすい仕組みづくりに取り組みます。
- ♡地域や企業等と連携し、気軽に交流できる「身近な居場所」を増やすための支援を行います。
- ♡災害時に支援が必要な人が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における避難体制を整備します。



- ♡地域福祉活動の一層の推進に向け、コミュニティワークの充実を図ります。
- ♡誰もが気軽に交流できる機会を提供し、ふれあいや生きがいの輪を広げます。
- ♡ボランティアに気軽に取り組めるようボランティアセンターの充実に取り組むほか、地域住民同士の見守りや声かけが行われるよう支援します。
- ♡災害時に迅速に対応するため、地域の防災力アップに向けた支援を行います。



- ♡ボランティア団体やNPOなどの活動の機会を拡充するため、活動の依頼など行います。
- ♡地域の福祉活動の担い手であるボランティア団体やNPOなどと積極的な連携協力を図ります。
- ♡専門性を生かして、地域の活動に助言や支援を行います。

【基本目標3】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり



成果指標

指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)
共生型の相談窓口で受け止めた相談が、支援につながった割合 (令和5年度から開始)	—	100.0%

【指標の考え方】

分野横断的な相談支援体制が整備され、すべての市民が、必要な福祉サービスにつながっている(見守り支援など、伴走型支援(※8)を含む)状態を表しています。

《参考》地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、保健と福祉の相談窓口における相談件数 R3年度:22,205件

※8 伴走型支援:つながり続けることを目指すアプローチ

基本施策(1) 多様な福祉サービスの充実

1 施策の展開

誰もが健康で自立して、安心した地域生活を送ることができるよう、市民の状況やニーズに応じた、有益な情報の提供や就業機会の確保、分野を横断した包括的な相談支援などの福祉サービスの充実を図ります。

施策① 情報提供の充実

本市の多様な福祉サービスについて、年齢や属性に関わらず誰もが理解できるよう、また、支援を必要とする市民が、適宜、適切にサービスを利用することができるよう、様々な媒体を活用した誰もがわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
10		出前福祉保健講座の充実(再掲)	保健福祉総務課
		保健福祉サービスを適切に利用することができるよう、保健福祉分野のサービスや知って役に立つ情報などを周知するため、市職員が直接地域に出向いて、内容をわかりやすく説明する出前保健福祉講座を実施します。	
45		広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	保健福祉総務課 広報広聴課
	★	ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成などにより、障がい者や高齢者にわかりやすい行政情報の提供を推進します。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
46	各種福祉サービスのしおり作成・配布		高齢福祉課 障がい福祉課 健康増進課 子ども未来課
	保健や福祉に関するサービスや制度, 健康づくり事業, 子育て支援情報等について冊子やパンフレットなどを作成・配布し, 広く市民への情報提供を行います。		
47 新規	障がい者などの円滑な情報取得・意思疎通支援		経営管理課
	聴覚障がい者や知的障がい者などが円滑な情報取得・意思疎通ができるよう, 各窓口を設置予定のタブレットに「音声文字変換アプリ」を導入します。		

施策② 保健と福祉に関する相談機能の充実

誰もが, 身近な地域で, 生活や健康上の心配ごとや困りごとなどを気軽に相談でき, 適切な助言・指導を受けられるほか, 複合的な課題にも対応できるよう, 各種相談窓口の連携強化と機能強化に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
48 新規 重層	包括的相談支援事業(保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センター)		保健福祉総務課
	★	高齢者, 子ども, 障がい者, 生活困窮者, 外国人など, 世代や属性, 相談内容等に関わらず相談を受け止め, 必要な支援に繋ぐことができるよう, 本庁及び4か所の地区市民センター(平石, 富屋, 姿川, 河内)の保健と福祉の相談窓口に加え, 市内25か所の地域包括支援センターに共生型の窓口を設置します。	
49 重層	心配ごと・悩みごと相談センターの利用促進		市社会福祉協議会
	市民が気軽に生活に関する総合的な相談をできるよう, 市社会福祉協議会「心配ごと・悩みごと相談センター」の機能を充実し, 利用促進を図ります。また, 市民の幅広いニーズに応えられるよう, 関係団体と連携し, 専門相談員による特別相談を実施し, 内容の充実を図ります。		
50 重層	生活困窮者自立相談支援事業の充実		生活福祉第2課
	複合的な課題を抱える生活困窮者が自立した生活を営めるよう, 状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施し, 困窮状態からの早期脱却を図ります。		

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
51	新規 重層	こども家庭センターの設置	子ども家庭課
		★ 相談支援体制を強化し、支援を要する妊産婦や子ども等を早期かつ確実に把握するとともに、適切な支援を届けるため、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊婦や子育て世帯の個人の状況等に応じたサポートプランの作成やアウトリーチ(※9)による訪問支援等、切れ目ない支援の更なる充実を図ります。	
52	新規 重層	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	保健福祉総務課
		★ 「ひきこもり」などの複雑化・複合化した問題を抱えることで必要な支援が届いていない、または、必要な支援を求められない個人や世帯に適切な支援が届くよう、アウトリーチ等による継続した支援を実施し、多機関協働事業に繋がります。	
53		市福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用	保健福祉総務課
		市が提供する福祉サービス等に関し、利用者の満足度を高めるとともに、利用者個人の権利を擁護しながら、社会性や客観性を保護し、苦情に対する適切な対応と円満な解決を図るため、苦情受付窓口の設置や第三者委員による受付・助言などの苦情相談・解決システムを適切に運用します。	

施策③ 福祉サービスの質の向上

良質で適切なサービスの提供により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、民間活力を生かしながら事業の推進に取り組むとともに、福祉事業者への指導体制を整備します。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
54		福祉施設における指導・監督の充実	保健福祉総務課
		福祉施設において、適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることによって利用者が良質で適切な福祉サービスを受けることができるよう、関係機関・関係各課との連携強化を図り、実効性の高い指導・監督を行います。	
55	★	宮っ子ステーション事業の推進	生涯学習課
		放課後における児童の健全育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全安心な居場所を設け、体験活動や交流活動、学習支援などを行い、参加児童が様々な体験を通して学びながらコミュニケーション能力などの「生きるために必要な力」を身につけ、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	

※9 アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、訪問等により積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと

施策④ 福祉ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域において、支え合いながら安心して暮らし続けることができるよう、必要な公的サービスと、医療、介護、福祉サービス、ボランティア活動をはじめとするインフォーマルサービス(※10)等の様々な地域資源が有機的に連携し、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題に対応できる体制づくりに取り組めます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
56 新規 重層	★	多機関協働事業	保健福祉総務課
		地域共生社会の構築に向け、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題に適切に対応できるよう、問題を解きほぐし、関係機関等の役割などを盛り込んだ支援プランを作成し、多機関協働による支援を提供します。	
57 新規 重層	★	ヤングケアラー(※11)対策の推進	子ども家庭課
		ヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもから相談を受けた場合には、アセスメントシートの活用等により、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスと家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を行います。また、ヤングケアラーに対する理解促進を図るなど、社会的認知度向上のための取組を推進します。	

※10 インフォーマルサービス:法律や制度等に基づかないサービスで、家族や親戚、近所、ボランティア団体、NPO法人等が行うサービスのこと

※11 ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
58 新規 重層	学校・地域・関係機関等の連携強化		学校教育課
	児童生徒やその家庭が抱える課題やニーズなどに応じたきめ細かな支援を実施するため、学校と警察、児童相談所、PTA連合会、民生委員児童委員協議会等が参加する、いじめ等問題行動対策連絡会の開催などにより、学校と地域・関係機関等の連携体制を強化するとともに、スクールソーシャルワーカー(※12)が家庭・学校・福祉等関係機関を繋ぐなど、学校の支援を行います。		
59 新規 重層	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実		教育センター
	★	学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒等が、教育から取り残されてしまうことがないように、「学びの機会」を保障し、将来の社会的自立を可能とする仕組みを構築します。	
60 新規 重層	つながりサポート女性支援事業		男女共同参画課
	★	不安や困難を抱える女性の潜在化が懸念される中、支援が十分に行き届いていない女性に対し、相談支援を行うため、身近な地域で活動するNPO等と連携したきめ細かな支援など相談体制の強化を図ります。	
61	障がい者自立支援協議会の運営		障がい福祉課
	障がい者の自立支援、就労及び権利擁護等に係る支援体制に関する課題について、関係機関が相互に情報を共有し、連携を図り、障がい者への支援体制の整備を図ります。		
62	在宅医療・介護連携の推進		高齢福祉課
	重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を推進します。		

※12 スクールソーシャルワーカー：虐待や貧困といった複雑な家庭環境などが児童生徒の問題行動等の背景・要因となっており、学校だけでは問題解決が困難な事案に対して、学校と家庭・福祉等関係機関を繋ぎ、問題の解決に当たることができるよう支援するもの

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
63	自殺予防・こころの健康づくり対策	保健予防課
	市民の理解の促進, 関係機関・団体との連携強化, 人材の育成・確保などを実施し, 自殺を防止するとともに, 市民のこころの健康を保持するため, 自殺予防・こころの健康づくり対策を推進します。	
64	医療・健康福祉分野と産業界との連携促進	産業政策課
	医療・健康福祉現場のニーズと市内中小企業の技術を結びつけ, 医療・健康福祉サービスの向上と本市産業の活性化を図ります。	

施策⑤ 就業機会の確保

社会を構成する一員として, 市民の自立や社会参加を促進するため, 就労の場や職業訓練の機会を提供し, 就業支援の充実を図ります。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
65	生活困窮者等への就労支援事業の充実	生活福祉第2課
	働くことができる状況にある生活困窮者等に対する「就労支援プログラム」の充実を図り, 就労による自立を支援します。	
66	高齢者に対する就業支援	高齢福祉課
	高齢社会に対応する生きがい対策の一環として, 60歳以上を対象に, 技術・能力・経験を活かした働く場を提供するシルバー人材センターの支援を行います。	
67	障がい者の就労支援の充実	障がい福祉課
	★	障がい者の経済的自立に向け, 就職ガイダンスや一般就労体験などの就労支援策のほか, 多様な福祉の場が確保できるよう農業など様々な分野と連携し, 障がい者の就労の場の拡大を図ります。
68	ひとり親家庭等への支援の充実	子ども家庭課
	ひとり親家庭等の親が経済的に自立し, 安定した生活を送ることができるよう, 関係機関と連携し, 個々の状況に応じ, 総合的な就業支援や生活自立支援を推進します。	

基本施策(2) 権利擁護支援の充実

1 施策の展開

判断能力に不安のある方や社会的に弱い立場の方などが、日常生活において、権利を行使する支援を受けたり、権利侵害による不利益を被ることがないように、関係機関・地域・行政が連携し、見守り体制の構築や相談支援体制の強化に努め、適切な対応を図ります。

施策① 権利擁護の相談・支援の推進

権利擁護の支援を必要とする人が、安心して制度を利用することができるよう、利用支援の充実や支援者の育成、後見人の確保等に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
69	★	「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
新規		市は、成年後見審判請求市長申立を迅速に実施するとともに、申立に要する経費や成年後見人等の報酬を確保することにより、「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用を行います。	

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
70 新規	任意後見制度の利用開始の支援	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	市は、公証役場や相談機関などと連携し、適切な時期に任意後見監督人が選任されることを促進します。	
71 新規	支援者の育成	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	市は、支援者の制度理解の向上のため、研修等によりスキルアップを図ります。具体的には、地域包括支援センター職員や障がい者生活支援センター職員、ケアマネジャー、相談支援専門員、医療従事者などの支援者や専門職に対して、定期的な研修の機会を提供します。	
72 新規	成年後見人等の人材の確保	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	市は、研修の実施等を通じ、市民後見人(※13)や法人後見人(※14)等の担い手を確保します。具体的には、後見人等となることに関心がある市民に対し、後見人等としての心構えや必要な知識等を習得するための市民後見人養成講座を実施します。	
73 新規	「日常生活自立支援事業(あすてらす)」の利用推進・効果的な実施体制の整備	高齢福祉課 保健福祉総務課 障がい福祉課 保健予防課
	市は、判断能力が十分ではない希望者が適時に利用できるよう、「日常生活自立支援事業」の利用促進を図るとともに、適切な支援・実施体制の整備に努めます。	

※13 市民後見人：弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたず、市町村等の支援を受けて活動する、親族以外の市民による成年後見人等

※14 法人後見人：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当すること

施策② 中核的な役割を担う機関による権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進のため、権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の中核となる機関を設置し、これをコーディネートするとともに、専門的助言、制度の周知啓発活動等に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
74 新規 重層	中核機関の設置・運営	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	★ 市は、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づき、専門的な権利擁護支援の相談に対応する中核的な役割を担う機関(以下、「中核機関」という。)について、令和5年度中の設置を目指します。 中核機関は、地域連携ネットワークをコーディネートし、広報、相談支援、利用促進、後見人支援の機能を担うものです。業務は広報・相談支援を基本に、段階的に拡張していきます。	
75 新規	相談機関への専門的助言	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	中核機関は、市民への相談支援のほか、権利擁護支援における困難ケースに対応するため、事例検討や専門職によるアドバイスを通じ、既存の相談機関をバックアップします。具体的には、権利擁護支援が必要と思われる人の相談や関係者からの相談に対応するため、地域包括支援センターや障がい者生活支援センターなどの1次相談機関に専門的助言を行うなど、連携して解決に当たります。	
76 新規	日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	中核機関は、日常生活自立支援事業等の関連制度と連携し、成年後見制度の利用が適するケースについては、円滑な移行に繋がります。	
77 新規	広報・啓発活動の推進	高齢福祉課 障がい福祉課 保健予防課
	中核機関は、制度を正しく理解し、必要な人が必要な制度を活用できるよう、権利擁護などに関するパンフレット等を作成し、市民等へ配布するほか、市民及び関係者向け講演会・研修会の実施を通して、市民や本人を取り巻く支援者に対して啓発を行います。	

施策③ 地域連携ネットワークの構築

権利擁護の支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう司法・福祉・行政等の関係機関の連携による一体的な支援に向けたネットワーク体制の構築と、「チーム」による支援に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
78 新規 重層	★	関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築	高齢福祉課 保健福祉総務課 障がい福祉課 保健予防課
		市は、地域の人が支援を必要としている人に気づくことで支援に繋げ、相談を受けた機関は、関係機関と連携して本人の課題の解決が図れるよう、司法・福祉・行政等の関係機関による権利擁護支援における地域連携ネットワークを構築し、その推進のための協議会を設置し、中核機関とともに運営します。	
79 新規 重層		成年後見人等を含めた「チーム」による見守り等の推進	高齢福祉課 保健福祉総務課 障がい福祉課 保健予防課
		後見活動に当たっては、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応に繋がるように努めます。	

施策④ 子どもの自主的・自立的な活動に向けた支援

子どもが安心して学び、学校や人、地域とのつながりをもちながら、将来、自立した社会生活を送ることができるよう、学習支援や相談等に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名		所管
	取組内容		
57 新規	☆	ヤングケアラー対策の推進(再掲)	子ども家庭課
		ヤングケアラーの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの疑いのある子どもから相談を受けた場合には、アセスメントシートの活用等により、必要に応じて、医療機関等の社会資源や福祉サービスと家庭をつなぐなど、個々の家庭環境に応じた支援を行います。また、ヤングケアラーに対する理解促進を図るなど、社会的認知度向上のための取組を推進します。	
59 新規	☆	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実(再掲)	教育センター
		学校や社会とつながりが持てずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒等が、教育から取り残されてしまうことがないように、「学びの機会」を保障し、将来の社会的自立を可能とする仕組みを構築します。	
80		生活困窮世帯等への学習支援	生活福祉第2課
		生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対して、個々の学力に応じた学習指導等を行い学習意欲や学力の向上を図ることにより、中学生の高校等への進学を促進します。また、高校等進学後も安心して学習することができる環境をつくることにより、卒業後は自立した生活が送れるよう、中退防止に向けた支援を行います。	

施策⑤ 更生に向けた支援の充実

犯罪を犯した人等が円滑に社会復帰できるよう、市民の理解促進を図るとともに、安定した地域生活を送れるよう、支援を必要とする人に、保健医療、福祉、就労などの支援を包括的に行います。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
81 新規	★	社会を明るくする運動	保健福祉総務課
		犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の社会復帰について理解を深めるため、イベントの開催や広報・啓発活動を行い、地域の理解促進に取り組みます。	
82 新規		更生保護に係る自立支援関連事業の充実	保健福祉総務課
		犯罪をした者等が安定して地域生活を送ることができるよう、就労支援や保健医療・福祉支援などの様々な分野の支援を包括的に実施するとともに、各種事業の充実を図ります。	

施策⑥ 虐待防止対策の推進

高齢者や障がい者、子どもなどへの虐待やDVを早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、関係機関や地域と連携し、相談体制の強化を図るとともに、未然防止に向けた周知啓発に取り組みます。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
83	★	虐待・DV防止対策の強化	男女共同参画課 高齢福祉課 保健福祉総務課 障がい福祉課 子ども未来課 子ども家庭課
		虐待・DVの防止のため、関係機関・地域と連携し、見守り体制の構築や相談体制の強化を図るとともに、福祉施設に対する巡回支援指導や市民に対する周知啓発を実施し、虐待・DVの未然防止や早期発見に向けた支援の充実を図ります。	

基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備

1 施策の展開

誰もが快適な生活を送れるよう、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分に考慮しながら、市民にとって快適な生活環境の整備を計画的に推進します。

施策① 身近な移動環境や生活利便性の向上

高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、行きたい所へ気軽に行くことができるよう、移動環境の充実を図るとともに、日常生活が過ごしやすいようになるよう、生活空間の利便性の向上を図ります。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
84	★	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	交通政策課
		子どもや高齢者、障がい者など、誰もが移動しやすい交通環境を創出するため、東西基幹公共交通LRTの整備や幹線・支線からなるバスネットワークの再編、郊外部における地域内交通の拡充、市街地部における生活交通の確保に向けた取組を進めるとともに、運賃負担軽減策の充実など、公共交通の利用環境の向上に取り組めます。	
85		民間賃貸住宅の空き家を活用した新たな住宅セーフティネットの構築	住宅政策課
	★	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進や家賃補助等の経済的支援、居住支援協議会の設置など、ハード・ソフト両面から居住支援に取り組めます。	

新規
重層

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
86	高齢者向け賃貸住宅供給の推進	住宅政策課 高齢福祉課 保健福祉総務課
	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等を登録することなどにより、高齢者の居住の安定確保を図ります。	
87	都市拠点・地域拠点等への居住や生活利便施設の集積促進	NCC推進課
	中心部の都市拠点や身近な地域拠点等において、医療・介護・福祉、子育て支援、買い物などの様々な都市のサービスを受けやすくし、生活の質の向上を図るため、医療や介護、住まい、生活支援・介護予防サービス等が身近な場所で一体的に提供され、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組との連携を図りながら、居住や都市の生活を支えるまちの機能の誘導・充実を図ります。	

施策② 地域交流の場となる空間づくり

安全・安心で子どもから高齢者、障がい者、外国人など、世代や属性に関わらず、地域の誰もが自然と交流することができる空間づくりを推進します。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
88 新規	人中心の居心地が良い空間づくり	NCC推進課
	街なかの魅力や価値の向上を図るため、安全・安心で、人中心の居心地が良く歩きたくなる、ゆとりある都市空間へと転換するウォーカブルなまちづくり(※15)を推進します。	
89 新規	地域交流を育む都市公園づくり	公園管理課
	地域のコミュニティ活動や、子どもの健全な育成、心身の健康増進などに寄与する公園施設を整備することにより、地域交流を育む公園づくりを推進します。	

※15 ウォーカブルなまちづくり:街なかを、安全・安心で、人中心の居心地が良く歩きたくなる、ゆとりある都市空間へと転換することで、まちの価値の向上やエリア全体への波及効果にもつながるまちづくり(都心部まちづくりビジョン(令和4年2月策定)より)

施策③ 公共的施設等のバリアフリーの推進

市有施設や公共交通機関などのバリアフリーについて、利用状況、施設耐用年数、改修計画の有無などを考慮し、優先化を図りながら整備を進めます。また、民間の公共的施設や一般住宅のバリアフリー化の促進を図ります。

取組内容

★(再掲は☆)…重点取組

No	取組名	所管
	取組内容	
90	市営住宅のバリアフリーの推進	住宅政策課
	高齢者、障がい者及び児童など全ての市民が安全で安心した生活を送ることができるよう、住戸内(2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差の解消等)のバリアフリー改善および、共用部(共用階段、共用廊下等)のバリアフリー改善を推進します。	
91	一般住宅のバリアフリーの推進	住宅政策課 高齢福祉課 障がい福祉課
	高齢者、障がい者をはじめとするすべての市民が、居住する住宅を安全かつ円滑に使用できるよう配慮し、構造に関する必要な整備を行えるよう、住宅改修費用等の一部補助を実施します。	
92	市有施設のバリアフリーの推進	保健福祉総務課
	高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、市有施設を安全かつ円滑に利用できるようエレベーター設置等の設備の整備を行います。	

★(再掲は☆)…重点取組

No		取組名	所管
		取組内容	
93	★	公共的施設のバリアフリーの推進	保健福祉総務課
		高齢者, 障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリアフリー化を促進するため, 事業者等に対し, バリアフリー化への一層の周知を図るほか, 傾斜路, 手すり, エレベーター, 便所の改修費の一部を補助し, 福祉のまちづくりを推進します。	
94		道路のバリアフリーの推進	道路保全課
		子どもから高齢者, 障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間創出のため, 公共施設や福祉施設の周辺道路を優先に点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行います。	
95	★	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	交通政策課
		障がい者や高齢者をはじめ, 誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため, バリアフリー性に優れたLRTの整備に取り組むとともに, 交通事業者によるノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行います。	
96		公園のバリアフリーの推進	公園管理課
		高齢者, 障がい者及び児童など全ての市民が安全で安心して利用しやすい公園とするため, バリアフリー化未整備公園を対象とし, 出入口, 園路, 水飲み器等を計画的に整備します。	
97		障がい者用駐車スペースの適正利用の促進	保健福祉総務課
		県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」と連携し, 障がい者用駐車スペースの利用対象者を分かりやすく表示した本市独自の案内標識を作成して全市有施設の障がい者用駐車スペースに配置することにより, 内部障がい者など外見からは分かりにくい障がいのある人をはじめ, 高齢者やけが人, 妊産婦など徒歩での移動に配慮が必要な人も, いつでも安心して駐車できるよう駐車スペースを確保するとともに, 適正利用の促進を図ります。	

2 評価指標

定量的指標

基本施策(1) 多様な福祉サービスの充実				
重点取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No48	包括的相談支援事業 (保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センター)	保健と福祉の相談窓口・地域包括支援センターにおける相談件数	—	29,320件
No52	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等の実施件数	—	200件
No55	宮っ子ステーション事業の推進	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数(年間)	12,904人	18,780人
No56	多機関協働事業	多機関協働事業調整件数	—	675件
No59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実	不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合	74.1%	100.0%
No60	つながりサポート女性支援事業	つながりサポート女性支援事業において連携したNPO等の数	56団体	90団体

基本施策(2) 権利擁護支援の充実				
重点取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No69	「成年後見制度利用支援事業」の効果的な運用	相談件数	200件	400件
No74	中核機関の設置・運営	市民の成年後見制度の認知度	—	65.0%
No59	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実(再掲)	不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合	74.1%	100.0%
基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備				
重点取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2027年度
No84	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	公共交通カバー率	90.7%	98.7%
No95	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	ノンステップバスの導入率	61.3%	74.8%

定性的指標

基本施策(1) 多様な福祉サービスの充実	
No45	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進
No51	こども家庭センターの設置
No57	ヤングケアラー対策の推進
No67	障がい者の就労支援の充実
基本施策(2) 権利擁護支援の充実	
No78	関係機関の協働による地域連携ネットワークの構築
No57	ヤングケアラー対策の推進(再掲)
No81	社会を明るくする運動
No83	虐待・DV防止対策の強化
基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備	
No85	民間賃貸住宅の空き家を活用した新たな住宅セーフティネットの構築
No93	公共的施設のバリアフリーの推進

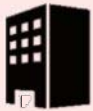
3 期待される主な役割



- ♡ 緩やかな見守り活動をこころがけ、気が付いたら相談窓口へつなぎます。
- ♡ 判断能力が不十分な人への支援制度を理解します。



- ♡ 地域活動を通じて、地域課題を把握し、地域や行政などの関係機関と共有します。
- ♡ 地域だけで解決が難しいときは、相談窓口や専門機関等と連携して解決を図ります。
- ♡ 判断能力が不十分な人への支援制度を理解します。
- ♡ (民間事業者等) 事業を通じて、地域の見守り活動や支え合い活動に協力します。
- ♡ (民間事業者等) 本市のバリアフリーの整備基準への適合するよう、適合状態の維持・保全やバリアフリー化に努めます。



- ♡ 複雑化・複合化した課題を早期に発見し、対応するため、関係機関等との協働による相談支援体制を整備します。
- ♡ 判断能力が不十分な人への適切な支援を行うための体制を整備します。
- ♡ 年齢や属性に関わらず誰もが集い、交流することができる空間を整備します。
- ♡ 誰もが安心して快適に生活を送ることができるよう、利便性向上やバリアフリーを推進します。



- ♡ 個人や世帯が抱える複雑化・複合化した問題に対応するため、関係機関と連携しながら、相談機能の充実を図ります。
- ♡ 権利擁護支援の推進と成年後見制度の利用促進を図ります。



- ♡ 地域住民、ボランティア団体、NPO、行政機関、医療機関、教育機関など多くの分野の関係者と積極的に連携強化を図り、支援を必要とする人をサービスにつなげられるよう協働します。
- ♡ 本市のバリアフリーの整備基準への適合するよう、適合状態の維持・保全や、積極的なバリアフリー化に努めます。